職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十七日

奈良県人事委員会委員長　岩　本　　平

奈良県人事委員会規則第三号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第五条第一項第四号を削り、同条第四項中「第三条第三項」を「第三条第二項」に改める。

第六条中「第五条第二号に掲げる」を「第五条に定める」に改める。

第八条第一項を削り、同条第二項中「第三条第二項」を「第三条第一項」に改め、同項を同条とする。

第十一条後段を削る。

第十七条後段を削る。

第一号様式中「

4　配偶者の養育計画	
配　偶　者　の　氏　名	
子を養育するための方法	□育児休業 □育児休業以外の休業・
5　備　　考	

を「

4　備　　考

休暇	□育児短時間勤務 □その他（　　）

」

㊐の様式第一号様式に改め、同様式の㊐

」

中③を削り、④を③とし、同㊐⑤中「４」を「３」に改め、同㊐⑤を同㊐④とし、同㊐⑥を同㊐⑤とする。

「

第二号様式中

１ 請 求 に 係 る 子		２ 請求者以外の
氏　　名		氏
続　　柄		子との同・
生 年 月 日	平成　　年　　月　　日生	就 業 の 有

を

「

１ 請求に係る子	氏　　名	
	続　　柄	
	生 年 月 日	

子の親

名		
別居	□　同居	□　別居
無	□　有	□　無

」

平成　　年　　月　　日生

」に、「３ 請 求 の 内 容」を「２ 請求の内容」に、「４ 請 求 期 間」を「３ 請 求 期 間」に、「５」を「４」に、「６ 備　　考」を「５ 備　　考」に改め、同様式の注②中「４」を「３」に改め、同注③中「６」を「５」に、「養育する場合」を「養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から５７日間の期間内に、職員（当該期間内に産後休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年３月奈良県人事委員会規則第１６号）別表第２第１１項に規定する休暇のうち、出産の日の翌日以後の期間に係る休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）」に改める。

第三号様式中「□　育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった。
□　育児休業等に係る子が死亡した。」を「□　育児休業等に係る子が死亡した。」に改める。

第四号様式中「

１ 請　求　に　係　る　子		２ 請求者以外の
氏　　名		氏
続　　柄		子との同・
生 年 月 日	平成　　年　　月　　日生	就 業 の 有

」を「

１ 請求に係る子	氏　　名	
	続　　柄	

子の親

名	

別居	□　同居　　□　別居
無	□　有　　□　無

」

	生　年　月　日

平成　　年　　月　　日生

」に、「３」を「２」に、「４　請　求　期　間」を「３　請　求　期　間」に、「５」を「４」に、「６」を「５」に、「７　備　　考」を「６　備　　考」に改め、同様式の㊟②中「４」を「３」に改め、同㊟③及び④中「７」を「６」に改める。

「第五号様式中

「

１　請求に係る子		２　請求者以外
氏　　名		氏　　名
続　　柄		子との同・別居
生　年　月　日	平成　　年　　月　　日生	就　業　の　有　無

の子の親
□　同居　　□　別居

を「

１　請求に係る子	氏　　名	
	続　　柄	
	生　年　月　日	

□ 有　　□ 無

」

平成　　年　　月　　日生

」に、「3」を「

2」に、「1週間4当たりの休業時間」を「1週間3当たりの休業時間」に、「5」を「4」に、「6　備　　考」を「5　備　　考」に改め、同様式の㈱中(2)を削り、(3)を(2)とし、同㈱(4)中「4」を「3」に改め、同㈱(4)を同㈱(3)とし、同㈱(5)を同㈱(4)とする。

第六号様式中

「

1　請求に係る子		2　請求者以外
氏　　名		氏　　名
続　　柄		子との同・別居
生年月日	平成　　年　　月　　日生	就業の有無

の子の親

を

「

	氏　　名
1　請求に係る子	続　　柄

□　同居　　□　別居	
□　有　　□　無	

」

	生　年　月　日

平成　　年　　月　　日生

」

に、「３」を「

「

４　１週間当たりの休業時間

」

「

３　１週間当たりの休業時間

」

２」に、　　を　　に、「５」を「４」に、「６」

を「５」に改め、同様式の㈱(2)中「４」を「３」に改める。

附　則

この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。